

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

平成25年3月定例会

会 議 録

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

平成25年3月定例会

1. 招集の日時 平成25年2月1日 午前10時
2. 招集の場所 匝瑳市ほか二町環境衛生組合
松山清掃工場 2階 会議室
3. 開会、散会の日時 開 会 平成25年2月1日 午前10時
散 会 平成25年2月1日 午前11時41分
4. 出席議員の氏名 議 長 佐藤 晴彦
副 議 長 浅野 勝義
2 番 椎名 義光
3 番 加瀬 芳廣
4 番 鈴木 唯夫
5 番 行木 光一
6 番 武田 光由
5. 地方自治法第121条の規定による出席者
管 理 者 太田 安規
副 管 理 者 菅澤 英毅
会 計 管 理 者 勝田 和子
事 務 局 長 川島 正巳
事 務 局 次 長 石橋 清
匝 瑳 市 環 境 生 活 課 長 鈴木 茂
多 古 町 生 活 環 境 課 長 大木 信一
横 芝 光 町 環 境 防 災 課 長 土屋 文雄
6. 職務のため議場に出席した事務局職員の氏名
主 査 高山 健

7. 議 事 日 程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 副議長の選挙
- 日程第6 報告第1号、議案（第1号—第3号）の上程
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第1号 平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について
- 議案第2号 平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について
- 議案第3号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について
- 日程第7 提案理由の説明
- 日程第8 質 疑
- 日程第9 討 論
- 日程第10 採 決
- 日程第11 閉 会

8. 会議に付した事件

- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第1号 平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について

議案第 2 号 平成 2 5 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について

議案第 3 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について

9. 議 事 の 経 過

【開会：午前 1 0 時】

佐藤議長 皆さん、おはようございます。本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成 2 5 年 3 月定例会にご参集頂きまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、新たに組合議員になられた方に、ここで自己紹介をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議がないようでございますので、匝瑳市の議員の自己紹介をお願いしたいと存じます。

5 番行木議員さんからお願いします。

行木議員 匝瑳市議会の行木でございます。

よろしくお願いします。

武田議員 武田でございます。

よろしくお願いいたします。

浅野議員 同じく匝瑳の浅野でございます。

よろしくお願いいたします。

佐藤議長 以上で新組合議員の自己紹介が終わりました。

佐藤議長 これより、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成 2 5 年 3 月定例会を開会いたします。

なお、本日は全員出席でございますので、会議は成立いたします。

次に、本定例会に地方自治法第 1 2 1 条の規定に基づく議長の出席要求に対する議案説明員として出席する者、及び委任指名を受けた説明補助者の職氏名は、別紙一覧表のとおりでございます。

よってお手元に配付しました印刷物によりご了承願います。

議案の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声)

佐藤議長 直ちに会議を開きます。

佐藤議長 日程第2、議事進行上、「議席」を指定いたします。

ただいま着席されている議席を本議席に指定いたします。

なお、議員諸君の氏名とその議席番号については、お手元に配付しました議席表をもってご了承願います。

佐藤議長 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 それでは、異議なしと認め、本定例会は本日1日限りといたします。

佐藤議長 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第70条の規定により議長が指名いたします。

3番加瀬芳廣議員と5番行木光一議員の両名を指名いたします。

佐藤議長 日程第5、副議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

副議長の選挙が議題となっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議長より指名することに決定いたしました。

副議長に、浅野勝義議員を指名いたします。

地方自治法第117条の規定により、浅野勝義議員は退席をお願いいたします。

(浅野勝義議員退席)

佐藤議長 お諮りします。

ただいま指名いたしました、浅野勝義議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、浅野勝義議員が副議長に当選されました。

浅野勝義議員、議場にお入り下さい。

(浅野議員着席)

佐藤議長 ただいま、浅野勝義議員が副議長に当選されましたので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知いたします。

副議長に当選されました、浅野勝義議員よりご挨拶をお願いいたします。

浅野副議長 ただいま、副議長という職にご推選をいただき誠に身に余る光栄でございます。

感謝を申し上げます。

これからは、皆様方のご指導、ご鞭撻を頂戴しながら、重責を全うすべく頑張る所存でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

佐藤議長 日程第6、これより報告第1号及び議案第1号から議案第3号について、一括上程いたしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 それでは、異議なしと認め、一括上程といたします。

佐藤議長 日程第7、これより管理者から挨拶をかねまして、提案理由の説明をお願いいたします。

太田管理者 はい、議長。

佐藤議長 はい、管理者。

太田管理者 皆様、おはようございます。

本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成25年3月定例会に、ご多忙のところご出席をいただき誠にありがとうございます。

平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合予算の提案にあたり、組合運営についての所信の一端を申し上げまして、議員の皆様方にご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成25年度の予算編成に当たりましては、当組合の歳入の大部分を構成市町の負担金に依存しておりますことから、構成市町の厳しい財政状況を踏まえ、既存業務の効率化、合理化による経費節減に努め、また、修繕等に関しては必要性や優先度を再度見直し、効率的な予算編成をいたしました。

当組合の基幹施設となる松山清掃工場につきましては、昭和59年に稼働を開始しておりますことから、施設の老朽化が著しく、経年劣化や損傷により、年々修繕箇所も増えてきている状況にあります。

このため、定期点検及び補修を適切に行い、施設の延命化に最善の努力を払っているところであります。

平成23年度のごみ総収集量につきましては、1万5,838トンで、前年度より112トンの増となりました。

処分内訳といたしましては、焼却処理が1万3,636トン、埋め立て処理が503トン、組合再利用が1,699トンであります。

震災の影響が増加要因となっておりますが、今後も社会経済情勢の変化

による変動等も考慮しながら、なお一層ごみの減量化に努めてまいります。

また、一般廃棄物の焼却処理に伴い発生する温室効果ガスによる地球温暖化につきましても、かねがね問題とされているところであり、当組合においても、3Rの推進等により廃棄物の減量化に努めてきたところであります。

今後、3Rの現状と課題を踏まえ、その対策を講じながら、構成市町との連携体制を一層強化し、持続可能な循環型社会への転換を進めて参らなければならないものと考えております。

次に、山桑メモリアルホールにつきましては、こちらも稼働後10年以上が経過していることから、維持管理に対する見直しを検討しなければならない状況であります。

平成23年度の火葬場及び式場の利用状況につきましては、火葬場利用件数は、1,033件で、前年度より29件の減、式場利用件数は95件で、前年度より16件の減となっております。

今後、住民の皆様に快くご利用いただけますよう、努めてまいります。

また、震災がれきの受入につきましては、先般の全員協議会で経過報告させていただいたとおり、千葉県の方針に準じて、当面は受入を見合わせる状況となっております。

今後、千葉県で受入再開ということになれば、当組合としても皆様方と再度検討をしていく必要がありますので、その際にはご理解とご協力をお願いいたします。

なお、災害時における千葉県内市町村間の相互支援に関する基本協定に基づきまして、被災地である旭市の畳について、7月に138枚、12月に195枚の約13トンを受入処分しましたので、報告させていただきます。

また、現在匝瑳市において、銚子市及び旭市と3市で進めている広域ごみ処理施設建設計画につきましては、銚子市野尻町地区を建設候補地とし

て、現在、事業主体となる東総地区広域市町村圏事務組合において地元説明会が行われているところであり、明日で全16地区が基本協定を結ぶことが出来るとの報告を受けております。

今後とも適宜ご報告させていただきます。

続きまして、本定例会に提出いたしました、報告1件、議案3件の提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について）本案は、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、急施を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により平成24年11月1日に専決処分したので、同法第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第1号、平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について、本案は、清掃業務及び火葬場業務を円滑に行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に予算を編成し、平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億4,606万6千円といたしたく提案いたしました次第であります。

初めに、第1表歳入歳出予算のうち歳入予算から申し上げますと、1款分担金及び負担金5億708万6千円、2款使用料及び手数料1億5,502万3千円、3款財産収入1,260万8千円、4款繰入金7,000万円、5款繰越金100万円、6款諸収入34万9千円であります。

次に、歳出予算について申し上げますと、1款議会費12万7千円、2款総務費1億256万5千円、3款衛生費5億2,163万3千円、4款公債費1億1,874万1千円、5款予備費300万円であります。

議案第2号、平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に

係る負担金の市町別分賦について、本案は、平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る、関係市町別の負担金割合及び金額を、匝瑳市ほか二町環境衛生組合同規約第16条第2項の規定により定めるために、提案いたしました次第であります。

議案第3号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴い、一般廃棄物処理施設技術管理者の設置基準が条例委任されたことにより、一般廃棄物処理施設を設置する市町村は、技術管理者の資格の基準を定めた条例を整備しなければならない、また、複数の市町村が一部事務組合等を設け、一般廃棄物処理施設を共同で設置している場合は、当該一部事務組合等において条例を整備することが必要であり、本条例を制定し、従前からの匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例を整理し、新規条例に組込むことにより廃止するために提案いたしました次第であります。

以上でございます。

慎重審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

佐藤議長 管理者の挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

この際、お諮りいたします。

これより、日程第8の質疑に入りますが、上程されました報告1件、議案3件は逐条審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、逐条審議といたします。

お諮りいたします。

報告第1号専決処分の承認を求めることについて議題とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、報告第1号を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 報告第1号専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本案件につきましては、平成25年1月1日より千葉縣市町村総合事務組合の組織団体である、大網白里町が市制を施行し、大網白里市になることから、総合事務組規約の改正が必要となったものでございます。

「千葉縣市町村総合事務組規約の一部を改正する規約」をご覧ください。

千葉縣市町村総合事務組規約の一部を次のように改正するものです。

別表中の大網白里町を大網白里市に改めるものですが、次のページ、新旧対照表をご覧ください。

大網白里町が共同処理する事務は、第3条第1項第1号に掲げる事務「常勤職員に対する退職手当の支給」他13件ありましたが、改正案のとおり、全ての大網白里町を削除し、大網白里市を加えるものであります。

規約の改正については、地方自治法第286条第1項の規定により、議会の決議を得たうえで、関係地方公共団体との協議によりこれを定めることになっております。

このことから、当環境衛生組合議会での決議も必要となりますが、千葉縣市町村総合事務組合からの通知は、平成24年10月16日付けで「千葉縣市町村総合事務組規約の変更に関する協議について（依頼）」により、平成24年12月14日までに、協議の回答を依頼するものであります。

協議の回答には、「議会議決書の写し」、若しくは「専決処分書の写し」の提出が義務付けられるものであります。

当組合においては、議会の承認を得るには時期的に困難であり、又、急務を要するため、平成24年11月1日付けの専決処分にて対応させてい

ただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

質疑を行う前に予め申し添えます。

会議規則第46条により1つの議案に対する質疑は、1人3回までとなっております。また、質疑については、議案の範囲とし重複する事項を避け円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。

それでは、質疑を許します。

ご意見等は、ございますか。

(「なし」の声)

佐藤議長 お諮りいたします。

報告第1号の質疑について打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、報告第1号の質疑は打ち切ります。

続きまして、議案第1号平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第1号を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてご説明をいたします。

予算書1ページをご覧下さい。

平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算総額をそれぞれ7

億4, 606万6千円と定めるものでございます。

対前年比、756万1千円・1%の減となっています。

2ページの歳入歳出予算の内、歳入の部と、3ページ歳出の部の詳細につきましては、「平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に関する説明書」によりご説明いたします。

6ページをご覧ください。

歳入の部、第1款、分担金及び負担金、平成25年度予算額5億708万6千円、対前年比1,293万8千円・2.5%減で計上しました。

市町別の負担割合につきましては、記載のとおりで、詳細な内容につきましては、議案第2号で説明させていただきます。

第2款、使用料及び手数料、平成25年度予算額1億5,502万3千円、対前年134万1千円・0.9%の減での計上です。

第1項、第1目、火葬場使用料、平成25年度予算額2,333万7千円、対前年比157万5千円・6.3%の減額で計上しました。

内訳については記載のとおりで、平成23年度実績と平成24年度上半期結果を勘案して算出しました。

第2項、第1目、ごみ収集処理手数料、平成25年度予算額1億3,168万6千円、対前年比23万4千円・0.2%増で計上しました。

この内、第1節 ごみ収集処理手数料は、ごみ袋の売払い代金に係る手数料と粗大ごみ特別収集処理手数料です。

対前年比24万円・0.3%増の8,212万円を見込みました。

第2節、自家搬入ごみ処理手数料は、許可業者及び一般直接搬入分のごみ処理分の手数料と家電リサイクル分の処理手数料です。

平成25年度予算額4,956万6千円、対前年比は殆ど同じで6千円・0.01%減で計上しました。

第3款、財産収入、平成25年度予算額1,260万8千円、対前年比321万2千円・20.3%の減で計上しました。

第1項、第1目、第1節、基金利子は、平成23年度決算額を参考に30万4千円見込みました。

7ページをご覧ください。

第2項、第1目、物品売払収入、平成25年度予算額1,230万4千円、対前年比301万6千円・19.7%減で計上しました。ペットボトル等の価格低迷による売却益の大幅な減額を見込みました。

第4款、第1項、第1目、財政調整基金繰入金、平成25年度予算額7,000万円、対前年比1,000万円・16.7%増で計上しました。

第5款繰越金は、平成24年度と同額の100万円を計上しました。

第6款諸収入は、平成25年度予算額34万9千円を計上し、対前年比は7万円の減額です。

第1項、第1目、預金利子は現在の利率を基に3万円を計上しました。

第2項、第1目、雑入は、保険取扱い手数料・自動販売機電気料金等で、平成24年度と同様31万9千円の計上です。

以上が歳入の説明となります。

続いて歳出についてご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目、議会費、平成25年度予算額12万7千円の計上で、前年と同額です。

第2款総務費、第1項、総務管理費、第1目一般管理費、平成25年度予算額1億253万9千円、対前年比1,583万5千円・13.4%減で計上しました。

主な理由は、平成24年度末に定年退職により職員が2名減となることによる、給料・職員手当等・共済費の減額です。

10ページをご覧ください。

第2項、第1目、監査委員費、平成25年度予算額2万6千円は前年と同額の計上で、年2回実施する監査の委員報酬と費用弁償等です。

第3款、衛生費、平成25年度予算額5億2,163万3千円、対前年比3,778万6千円・7.8%増で計上しました。

第1項、第1目、火葬場事業費の平成25年度予算額9,959万4千円、対前年比3,438万2千円・52.7%増で計上しました。

増額の主な理由は、電気料金値上げと火葬炉の積替え工事になります。

第11節 需用費の光熱水費、平成25年度予算額813万5千円の内電気料金が776万3千円計上されています。

対前年比は152万3千円・24.4%と大幅に増額されています。

昨年4月1日から東京電力の電力料金の値上げは余儀なくされています。

修繕料は、吸収冷温水機等で478万円を見込みました。

第13節、委託料、平成25年度予算額3,615万9千円、対前年比は32万4千円の増で大きな増減はありません。

主な内容は、記載のとおりで、受付運営・火葬業務委託は平成24年度と同様、火葬業務3名、受付事務4名による長期継続契約(H24.4.1～H29.3.31)による業務委託で24年度と同額の2,910万6千円を計上しました。

施設警備業務委託、112万2千円は、夜間の機械による警備と通夜のある日の17時から22時までの常駐警備です。

施設定期清掃業務委託、186万8千円は、受水槽清掃及び検査を含み月1回の施設の清掃業務委託です。

11ページをご覧ください。

植栽整備業務委託、100万円は、施設廻りの植栽整備関係です。

火葬炉保守点検業務委託料は、基本点検と3年に1度の電気集塵機点検を含めて100万円計上しました。

第14節、使用料及び賃借料93万5千円は前年と同額です。

第15節、工事請負費、平成25年度予算額3,820万円を計上いた

しました。

山桑メモリアルホールについては、平成14年の稼働から12年目になります。

火葬場の火葬炉については計画的・定期的に保守点検を行っていますが、施設を長期に使用するためには全体積替えを10年程度で行うことが望ましいとされています。

平成25年度には全ての火葬炉の積替えを実行し、施設の延命化を図るため予算計上しました。

第18節、備品購入費は、施設周辺の雑木等伐採用にチェーンソーを購入するため、4万円を計上しました。

第2項、清掃事業費、第1目、塵芥処理費、平成25年度予算額4億2,203万9千円、対前年比340万4千円・0.8%増で計上しました。

電気料金値上げが増額の主な理由になります。

第11節 需用費、平成25年度予算額1億5,749万5千円、対前年比541万1千円・3.6%の増で計上しました。

主な内容は、消耗品が、3,748万4千円で、ごみ袋作成費及び焼却炉や処分場で使用する薬品代です。

その他、一般用消耗品でエコバックの作成、管内の小学4年生の施設見学时にごみの減量化等の意識改善をPRすることを目的として配布しています。

平成24年度も、学校教育の一環として管内の14校から小学4年生436名が施設見学に訪れています。

燃料費は898万3千円を見込みました。

A重油、軽油、LPガス等の積算となります。

光熱水費、平成25年度予算額4,097万円、対前年比717万円増で、計上しました。

特に電気料金は料金改定のため、対前年比625万7千円の増で見込み

ました。

修繕費は7,000万円を計上しました。

主な内容は、プラント修繕と破砕機スクリーロールの修繕及びコンボやブルドーザ等の車両関係の修繕です。

プラント修繕6,300万9千円が、修繕費の約90%を占めています。

ごみの処分は、ごみ受入設備・燃焼設備・排ガス処理設備・排水処理設備・通風設備・灰出設備の稼働により焼却処理が行われます。

その設備には様々な機械部品が使われており、順調かつ継続的に問題なくごみ焼却が行われるための修繕費です。

粗大ごみ破砕機スクリーロール補修には569万1千円の修繕費を見込みました。

この施設は一般廃棄物選別施設に設置しており、直接搬入された粗大ごみの破砕を行う機械・施設の修繕費です。

3本のスクリーロールを回転させて破砕しますが、様々な形の粗大ごみを破砕することから故障も多くなってきており、修理費も増加傾向になっております。

12ページをご覧ください。

第12節、役務費、平成25年度予算額1,208万8千円、手数料の内で、ごみ収集袋販売手数料248万9千円は、ごみ袋の販売店の購入に対して、手数料として支払っているものです。

電気集塵機や煙道清掃手数料520万円、循環水槽他清掃手数料147万円は前年と同額を見込みました。

第13節、委託料、平成25年度予算額2億2,657万8千円、対前年比2,132万6千円・10.4%増で計上しました。

主な内容は、最終処分場水処理施設保守管理業務委託105万円、毎週実施している定期点検を委託しているものです。

一般廃棄物処理施設環境測定分析業務委託料150万円、松山清掃工場

から排出される排ガスやごみ質等の他、最終処分場放流水等の成分分析業務を委託しているものです。

松山清掃工場周辺環境調査業務委託 1 2 5 万 5 千円、施設周辺の土壌及び水質のダイオキシン類等の調査委託です。

松山清掃工場排水処理ポンプ点検整備業務委託 1 2 0 万円、1 6 台のポンプの分解整備を業務委託するものです。

粗大ごみ破砕機点検整備業務委託 3 2 0 万 2 千円、年 1 回の保守点検です。

ごみ収集処理業務委託 9, 7 1 3 万 8 千円です。

当組合管内を、4 ブロックに分けて可燃ごみ収集業務を委託しています。

可燃ごみの他に、資源ごみ収集処理、運搬業務委託も含まれています。

一般廃棄物仕分等業務委託 3 3 0 万円、シルバー人材に、一般廃棄物選別施設において、直接搬入ゴミの仕分け作業及び草刈り等の単純労務作業を委託しているものです。

松山清掃工場運転管理業務委託、5, 6 3 5 万 4 千円、平日 8 時～1 7 時 0 0 分までの日勤作業員 3 名と、日曜日から土曜日間の 1 6 : 3 0 ~ 翌日の 0 : 3 0 までの夜勤作業員 5 名による焼却業務を委託するものです。

1 3 ページをご覧ください。

焼却灰運搬業務委託、5 6 3 万 4 千円、焼却灰処理を業者委託しており、当施設から処理業者までの運搬業務を委託するもので、平成 2 4 年度は、2 社に委託しています。

焼却灰処理業務委託 4, 8 1 7 万 5 千円、平成 2 4 年度は、茨城県の中央電気工業と埼玉県 of 埼玉ヤマゼンの 2 社に処理業務を委託しています。

ごみ処理基本計画策定業務委託 2 7 0 万円は新規事業になります。

平成 2 0 年 3 月に策定した、「匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画」の中間目標年に当たり、計画内容の見直しを行うものです。

流動床式ごみ焼却施設燃焼管理点検業務委託 1 9 9 万 3 千円、これは円

滑・順調な燃焼が維持継続されるため、点検及び燃焼試験を実施し、より効率的かつ安全な焼却がされるよう管理点検業務を委託するものです。

第14節、使用料及び賃借料110万3千円、先ほど修繕費の説明にもありました、粗大ごみ破砕機内にあるスクリーロールの肉盛補修時にあたり、機械運転が停止することのないように、代替としてスクリーロール3本を賃借するものです。

第15節、工事請負費2,100万円、対前年比2,407万1千円の減での計上です。

平成24年度はインバーター設置工事で、4,300万円の計上でした。

平成25年度は、煙突の補修・補強工事を予定しています。

煙突については、耐震診断や精密検査等を随時実施していますが、煙突内部調査により、補修・補強を実施することが必要であると判断されました。

第19節、負担金補助及び交付金 平成25年度予算額155万円、対前年比123万4千円の増です。

「清掃工場周辺環境整備補助金」135万円は平成21年度から隔年で計上されています。

主に、周辺地区の道路整備が目的となっています。

第4款、公債費、第1項、一般公債費、平成25年度予算額1億1,874万1千円、対前年比2,951万2千円・19.9%減の計上です。

平成23年度末に償還終了した債務が2件、平成24年度末に償還終了予定の債務が1件、いずれも清掃工場関係の債務で、平成24年度末には、清掃工場関係の現在ある債務は全て償還終了することになります。

平成25年度予算計上した公債費は、火葬場関係の債務5件です。

この債務も、平成26年度末に償還終了予定が2件、平成27年度末に、償還終了を迎える債務が2件、平成28年度末には、残りの債務1件が、償還終了予定となります。

14ページをご覧ください。

第5款 予備費は平成24年度と同額の300万円を見込み計上しました。

以上で説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

それでは、質疑を許します。

ご意見等はございませんか。

浅野議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、浅野議員。

浅野議員 説明の中で、昨年と同額とか新規の説明はありましたが、その中で前年比、前年比が説明の中に加わっていないものが、かなりありましたが、その辺はどう理解すればよいか。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 予算書の中で、予算額の大きいものを説明したつもりであります。

前年比は記載されていませんが、同額のものと同じ額ということで説明をさせていただいております。

浅野議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、浅野議員。

浅野議員 同額のものとか前年比とか、説明のないものがありましたが、われわれはどう認めればよいか。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 金額が大きく変わっているものは、前年比を説明させていただきました。

同額については、同額と説明しましたが、その他については、それぞれ質問にお答えするつもりでした。

浅野議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、浅野議員。

浅野議員 今のご説明の中で、前年比と同額だという説明は確かにありました。説明の無い項目が何点かありましたので、それについて質問をしている訳です。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 私の説明の仕方が悪かったかもしれませんが、基本的に款、項、目、節の款、項、目の部分までで、説明を考えております。

ただし、需用費等につきましては、細かいところもあるので、節部分まで説明をさせていただきました。

浅野議員 はい、議長。

佐藤議長 質問3回までです。

佐藤議長 他にございませんか。

椎名議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、椎名議員。

椎名議員 電気料の値上げが説明でございましたけども、トータルではいか程になるのか、火葬場と清掃工場と全体で前年と比べてどのくらいの値上げになるのか、できれば対策もお聞きしたいのですが。

どういう契約で何をどうすれば、値上げに対応できるのかそういう考えがあれば併せてお願いします。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 料金につきましては、24年度はまだ検討中ということで、まず、23年度の一番大きな清掃工場ということで、年間の使用量167万5千KW、支払については、大きなところで約2,700万円になっています。

24年の4月から、東京電力の値上げが決定されまして、加えまして

この施設の老朽化の原因もあると思いますが、利用量そのものが増えて来ております。

23年度ですと月平均13万台であったのが、今年度では11月までで15万KWと増えております。

約2万KWで年間にするると25万KW以上で、その計算もあり、後は電気料金が24年4月に上がった段階で、料金もあがりその他として色々な物もついております。

1つは、2.9円ずつ夏季料金で値上げになっております。

プラスとしてその他3つ程度付いてくるものがあります。

少々お待ち下さい。

お待たせしました。

夏季料金とその他では料金が違いますが、1KW当たりの料金で夏季は値上げ前が13.59円、値上げ後が16.49円、その他は12.51円から15.41円いずれも1KWあたり2.9円の値上げになります。

加えまして、太陽光発電促進賦課金が1KWあたり0.06円付加されることになっております。

もう一つ、再生可能エネルギー発電促進賦課金0.22円が付くようになっております。

あともう一つ燃料費調整単価がありまして、何ヶ月かの原油価格あるいはガスの価格、石炭価格の動向をみまして、付加される場合もあれば割引される場合もあります。

当組合の場合ですと、昨年11月に0.24円付加されております。

先程、基本料金と消費KWに付加される太陽光発電促進賦課金と再生可能エネルギー発電促進賦課金は平成23年3月の災害被災で、認められたものは免除対象になる、当組合も被害がありましたので、平成24年度はそれが付いておりません。

平成25年度になると、それについても当然加算されることとなります。

これを見込んだ計算で、大幅な計上ということになっております。

椎名議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、椎名議員。

椎名議員 トータルの数字は、わかりませんが大幅な値上げになったことは分かりました。

委託料の中には、色々な検査がありますが、12ページにあります、水質、ダイオキシン色々ありますが、放射性物質の外部委託はされるのか、またその処理お金についてはどのようにしているのか、自前で対応するのか、東電からもらうのか、放射性物質を測る費用はどこから出していくか、ここの会計からか他からなのか説明をいただきたいと思います。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 災害後に空間線量調査があります、測量計で測りますが当組合では、調査結果によりまして測らなくてもよいと、免除の対象になっておりますが、当時から継続して毎週火曜日に測っております。

計器については、購入しており職員が測っていますので経費はかかっておりません。

灰につきましては、次長に説明させます。

石橋次長 放射性物質の検査につきましては、清掃工場の灰の検査をしまして、8,000ベクレルが基準でありまして、当組合は1,000ベクレルもでませんでした。

1月頃環境省を通じまして、測定の実除を貰っております。

免除を貰わなければ、毎回測定をして問題がない灰でなければ委託処理できませんでした。

免除を貰うことによりまして、測定はしなくて良くなりました。

来年も何回かは、焼却灰の自主測定ということで、安全性を確認する意味で測定をしたいと思っております。

ただし、それについては補助の対象にならないということになります。

最終処分場に埋立しているセトモノなど色々ありますが、放射性物質はゼロではありませんので、放流水については申請を出せば貰える状況であります。

以上です。

椎名議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、椎名議員。

椎名議員 色々と今後の問題を含めると、放射性物質に係る費用は金額が少なくても、補償されるものは申請をして東電等から貰うようにしないと、段々忘れられていくという形になってしまうので、やはり原子炉の危険性はあるということを分かっていたくためにも、面倒でもやってもらったほうが良いと思います。

よろしくをお願いします。

佐藤議長 他には。

武田議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、武田議員。

武田議員 確認ですが、焼却灰1,000ベクレル以下の放射能の数値である、震災前は、通常放射能はどうですか。

この辺も風の影響等で農作物の放射能被害があった訳です、昨年10月頃に植木農家さんなど、多くの葉物が影響を受けている気がしますが、震災前の焼却灰の1,000という数値がどういった数値か分かりませんが、8,000以上無ければいいということになったんですが、通常原発の事故がなかった時にはどのような数値になるのか。おおよそこれぐらいの数値であるということを確認出来ればと思います。

それと7ページ先程説明いただいた、物品売払収入の中で、301万6千円減額しているということで、物品売払用の金属など、色々な物が売払われていると思います。

円安という状況で平成25年度は、どうなるかわかりません。

燃料等も非常に高騰していて、鉄鋼も景気がいいような話を聞いております。

そういった中でのマイナス計上でございます。

景気の動向で大きく左右されますが、ペットボトルとか何がどれくらいと仕分ができていれば確認をさせていただきます。

以上です。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 有価物資源ごみですが、有価物の売却代金ということでご報告いたします。

平成23年度の平均ですと、アルミ缶プレス1Kg当たりですが、1年間の平均53.7円で売却されております。

スチール缶プレスだと10.8円、あと鉄・金属類が11.7円、ダンボールで7.3円、雑誌4.5円、新聞が7.0円これは23年度の平均となっております。

24年度につきましては途中経過ですが、上がっている状況になっております。

議員がおっしゃった売払収入の減額の理由ですが、徐々には増えていますが、ペットボトルにつきましては、容器リサイクル協会が全部引き受けて処理をしまして、そこで市町村分を受けて入札を行いまして、売れていけばその分を市町村にお返しするシステムになっています。

再商品化業務委託料ということで、リサイクル処理につきましては、製品製造事業者、食品製造事業者がお金を出しましてリサイクルするシステムになっております。

それにつきましては、組合でもビンあるいは紙用品の場合には、決められた額の負担額がありまして、委託料として支払っております。

ペットボトルについては、対処している事業者が大事業ということもありまして、市町村の負担金はありません。

今言ったのは、ペットボトルが有償入札された場合に市町村に還元と言うか再商品化の実績に応じまして、リサイクル協会から組合に売却益として支払われるというものになります。

それが平成22年度ですと、315万8千円を収入として載せてあります。

平成23年度は、713万5千円倍に増えております。

平成24年度につきましては、ペットボトルの製品の需要が伸びないということで、売れないような状況になっております。

したがって、売却益として返ってくる再商品化合理化拠出金がそれほどないという見込みで、300万円減額している状況です。

石橋次長 はい、議長。

佐藤議長 はい、次長。

石橋次長 先程の数値1,000以下ということですが、一番最近のデータで昨年の11月7日に測定した焼却灰が124ベクレル、通常組合で灰の処理を委託している業者ですが、業者も灰を商品化して出荷しますので、100ベクレル以下という製品基準がありますのでそれを守るように、どのように守るかという、高い灰も多少出るところはありますが、聞いた話では神奈川や静岡ではある程度薄めるというかそういう形で出荷する、100ベクレル以下の製品になると聞いております。

通常の数値として、災害前の数値が幾つかということは、正直測ったことはございません。

今組合で100幾つですので、当然二桁場合によっては一桁になるのかは、推測するしかありません。

現在としては、組合では近々のデータ124ベクレルという形で、リサイクルに回るということで灰の処理は順調に行っております。

以上です。

佐藤議長 よろしいですか。

他にございますか。

行木議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、行木議員。

行木議員 それでは、12ページの13節の委託料の中で、上から4番目の松山清掃工場周辺環境調査業務委託料についてこちらは毎年実施されて数値の方はよい結果を得ているところでございます。

こちらは、土壌6地点そして水質が3地点でやられています。

一般的に周辺の人が、一番気にしているのは大気ですが、大気は非常に心配している訳ですが、大気は対象外となっていまして、これはどうしてかと周辺の人には考えているのですよ、免除されているとかであれば別ですけども、是非これは4地点くらい選んで大気の採取をしていただいて、結果を示していただくことがいいではないか。

どうでしょうか。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 確かに大気は現在実施しておりません。

清掃工場から排出される煙突排ガス測定は同じ様に実施しております。

もし、要望があれば今後検討させていただきます。

行木議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、行木議員。

行木議員 是非要望があるので、出口のT字路付近の大気、そして左に曲がって木積方向に向かい木積停留所から入ると豊栄コミュニティセンターで1箇所、そして牛岡地区でも採取、富岡地区でも採取した方がいいということです。

その4地点が抜けておりますので是非検討をしていただきたい。

よろしく申し上げます。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 確か大気については、匝瑳市でも色々な地点でやっていますので、相談
しまして検討させていただきます。

行木議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、行木議員。

行木議員 匝瑳市でという言い方は納得できないです。
松山清掃工場関係でやっていただきたい。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 今後検討させていただきます。

佐藤議長 他にございませんか。

お諮りいたします。

議案第1号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第1号の質疑は打ち切ります。

続きまして、議案第2号平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認め、議案第2号を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦についてご説明いたします。

議案第1号で説明しました、平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算書歳入の部、第1款分担金及び負担金に係る内容となります。

算出の根拠となる市町の負担割合については、火葬場事業費で基本割20%、人口割20%、利用割60%で積算しています。

清掃事業費につきましては、基本割30%、利用割70%といずれも平成24年度と同じ割合での積算となります。

計算の内訳としまして、総事業費についての歳出、歳入見込みを積算した後、火葬場事業費と清掃事業費の負担金を算定したところであります。

歳出予算額7億4,606万6千円のうち、負担金のしめる割合は68%で、5億708万6千円です。

このうち火葬場事業費38.4%で、1億9,475万4千円で清掃事業費61.6%で3億1,233万2千円を計上しました。

上から2段目の表、平成25年度火葬場事業費に関する調書をご覧ください。

火葬場事業費2億1,833万5千円のうち、使用料と諸収入の見込額2,358万1千円を差引いた1億9,475万4千円が負担金となっています。

火葬場事業費の支出につきましては、右側にあります3款衛生費のうち火葬場事業費と公債費の合計となります。

平成25年度の公債費につきましては、火葬場建設に係る償還部分となります。

負担金内訳については、上から3段目の表のとおりですので、ご確認願いたいと思います。

上から4段目の表、平成25年度清掃事業費に関する調書をご覧ください。

清掃事業費は、5億2,773万1千円のうち手数料、財産収入、繰入金、繰越金及び諸収入の見込総額2億1,539万9千円を差引いた3億1,233万2千円が各市町の負担金額と積算しました。

清掃事業費の支出につきましては、右側にあります第1款議会費から第5款予備費までの合計となります。

第3款衛生費は、清掃事業費のみの計上で第4款公債費については、ごみ処理施設建設に係る償還分が、平成24年度で終了となるので計上しておりません。

負担金内訳については、下の表のとおりですのでご確認下さい。

以上で説明を終わります。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

直ちに、質疑を許します。

ご意見等はございませんか。

武田議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、武田議員。

武田議員 清掃事業の負担という訳ではないですが、ごみの排出量のことで多古町さんが千葉県では一番少ないと新聞報道で確認した訳ですけども、市町村によって1人当たりのごみの排出量は出ていますでしょうか。

1人当たりの負担額市町村別に分かれば教えて下さい。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 少々お待ち下さい。

佐藤議長 質疑の途中ですが、暫時休憩といたします。

開会は、この時計で30分に始めたいと思います。

佐藤議長 準備が整ったので、会議を再開いたしたいと思います。

今の質問に対する答弁をお願いします。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 先に、この資料をお配りしたいのですが。

佐藤議長 どうぞ。

川島事務局長 ただいまお配りしました資料に基づきご説明いたします。

1人当たりの排出量ということですが、この資料につきましては千葉県環境生活部資源循環推進課でとりまとめたものであります。

年度といたしましては、平成22年度の清掃事業の現況と実績ということですが、これは昨年9月に出来たものですので最新の数値としてご覧いただきたいと思います。

こちらご覧になっていただくと、各市町別にごみ排出量排出原単位で載っております。

左からごみ総排出量次に総人口その右側にあるのが、1人1日当たりの排出量で合計があって生活系があって事業系があるということで、家庭を見る場合には生活系を見ればいいのかと思いますが、上の方から見ると匝瑳市で合計1人1日722g、生活系ごみが481g、事業系ごみが241g、多古町が合計で535g、生活系387g、事業系148g、横芝光町が合計で616g、生活系で450g、事業系で166gということであります。

右側には、排出量の少ない順の表が載っております。

議員ご質問のもう一点ですが、1人当たりの経費ですがこの調の中でもし尿と含めた経費あるいは建設経費と合同になっておりますので、1人当たりの算出は今の段階では難しいということです。

武田議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、武田議員。

武田議員 し尿と一緒にしているということで、算出は可能ですか。

出来たら、1人当たりのごみ量を今回は結構でございますが、可能なら算出して、どのぐらい掛かっているのか知っておきたいと思います。

検討をお願いします。

佐藤議長 他に質問は。

よろしければ、お諮りいたします。

議案第2号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第2号の質疑は打ち切ります。

続きまして議案第3号匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め議案第3号を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定についてご説明をいたします。

条例制定の理由は、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準が、これまでは、国の省令によって定められていましたが、法の改正等により、市町村等が制定する条例に委任されることになりました。

根拠法は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年8月30日公布)」と「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う環境省令の整理に関する省令(平成23年11月30日公布)」でありまして、環境衛生組合の「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を整備し、「技術管理者の資格基準」等、必要な事項を定めるものです。

併せて、本条例に手数料関係の条項を含め、「匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例」を廃止するものです。

1ページをご覧ください。

第1条・趣旨では、根拠法が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等であり、一般廃棄物の収集・運搬・処分に関する必要事項を定めるものとな

っています。

第2条で、この条例で使用する用語を定義しています。

第3条・処理対象物は、法第2条第2項に定義されている「一般廃棄物」で、有毒なものや危険なもの等は対象外となります。

第4条が技術管理者の資格基準となります。

法第21条第1項の規定で、一般廃棄物処理施設には技術管理者を置くことが義務付けられています。

2項(1)から(10)までが技術管理者が有すべき資格です。

要旨のみをご説明いたします。

(1)は技術士法に規定する技術士です。

(2)は術士法に規定する技術士で、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務経験を有する者です。

2ページをご覧ください。

(3)は指定された科目を修めて大学を卒業後、2年以上の前項と同様の実務経験を有する者です。

(4)は指定された科目以外の科目を修めて大学を卒業後、3年以上の前項と同様の実務経験を有する者です。

(5)は指定された科目を修めて短期大学又は高等専門学校を卒業後、4年以上の前項と同様の実務経験を有する者です。

(6)は指定された科目以外の科目を修めて短期大学又は高等専門学校を卒業後、5年以上の前項と同様の実務経験を有する者です。

(7)は指定された学科を修めて高等学校又は中等教育学校を卒業後、6年以上の前項と同様の実務経験を有する者です。

(8)は指定された学科を修めて高等学校又は中等教育学校を卒業後、7年以上の前項と同様の実務経験を有する者です。

(9)は、10年以上の前項と同様の実務経験を有する者です。

(10)は前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者で

す。

第5条で一般廃棄物の処理基準を定めています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条の規定で、一般廃棄物の収集・運搬に当たって、飛散や流出が無いよう、又、悪臭・騒音等、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずることとされています。

3ページをご覧ください。

第6条、一般廃棄物収集運搬業の許可申請手続に関する内容です。

第7条から第10条までは、手数料に関して定めています。

別表第1（第7条関係）をご覧ください。

一般廃棄物収集運搬業の許可・更新・変更許可の手数料を、1件につき10千円に又、許可証再交付手数料を1件につき5千円に、新たに定めるものです。

別表第2（第8条関係）をご覧ください。

一般廃棄物手数料については、現行の「匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例」と同様の内容となっています。

条例案3ページにお戻り下さい。

第11条で過料、4ページ第12条では委任事項を定めています。

附則で、施行期日を平成25年4月1日とするものであります。

説明は以上です。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

直ちに、質疑を許します。

ご意見等はございませんか。

（「なし」の声）

佐藤議長 異議なしと認め、議案第3号の質疑は打ち切ります。

以上で、議案に対する質疑を終結いたします。

佐藤議長 続いて、日程第9の討論に入ります。

今のところ、討論の申し出はございませんが、新たに申し出る方はおられますか。

(「なし」の声)

佐藤議長 お諮りいたします。

討論の申し出がありませんので、討論を終結することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、討論を終結いたします。

佐藤議長 これより、日程第10の各議案の採決に入ります。

議案第1号 平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員が挙手)

佐藤議長 全員賛成でございます。よって、議案第1号について、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号平成25年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員が挙手)

佐藤議長 全員賛成でございます。よって、議案第2号について、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員が挙手)

佐藤議長 全員賛成でございます。よって、議案第3号について、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これにて、議案の採決を終結いたします。

佐藤議長 本日、一般質問の申し込みがございませんので、一般質問についても終
結いたします。


佐藤議長 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。
皆様方のご協力に対しまして、感謝を申し上げます。
これをもちまして、平成25年3月定例会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

【開会：午前11時41分】

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

佐藤 昭彦 

会議録署名議員

行木 光一 

会議録署名議員

加瀬 若廣 